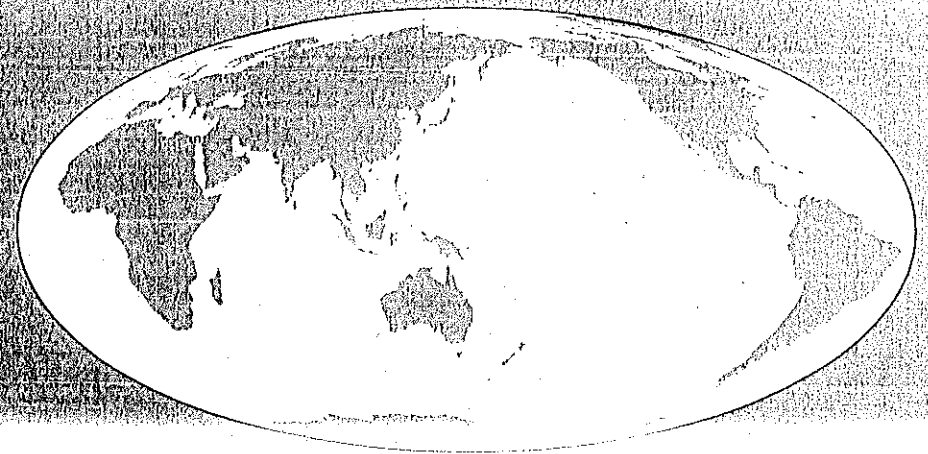


インフルエンザ ・肺炎球菌感染症(B類疾病) 予防接種ガイドライン

2022年度版



執筆、監修 予防接種ガイドライン等検討委員会

発行 公益財団法人予防接種リサーチセンター

- ④ 過去に免疫不全の診断がされている者及び近親者に先天性免疫不全症の者がいる者。
- ⑤ (インフルエンザの場合) 間質性肺炎、気管支喘息等の呼吸器系疾患を有する者。
- ⑥ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者。

10 他の予防接種との関係

B類疾病の定期接種の実施に際しては、2種類以上の予防接種を同時に同一の接種対象者に対して行う同時接種(混合ワクチン・混合トキソイドを使用する場合は、1つのワクチンと数え、同時接種としては扱わない。)は、医師が特に必要と認めた場合に行うことができる。なお、複数のワクチンを混合して、同じ注射器内に入れて接種(混注)してはならない。

新型コロナワクチンの接種については、インフルエンザの予防接種は同時接種を行うことができるが、肺炎球菌感染症の予防接種については、新型コロナワクチンの接種前及び接種後、原則として13日以上の間隔をおき同時接種は行わないこと。(令和4年7月22日時点)

11 対象者の確認

接種前に、予防接種の通知書その他本人確認書類の提示を求めるなど、対象者であることを慎重に確認する。

12 予診

B類疾病の定期接種の実施に際しては、接種を受ける法律上の義務がないことから、対象者が自らの意思で接種を希望していることを確認する。

予防接種を希望する者がその必要性を理解しているか、予防接種不適

当者又は予防接種要注意者に該当しないか、当日の体調がよいか等判断するためには予診票を活用し、十分に行う。

まず、予防接種の対象者本人が市町村から配付された予防接種の説明書により、予防接種の有効性、安全性を理解しているかどうかを質問する。理解していない場合には、あらかじめ説明書を用意しておき、接種前に読んでもらうか、又は医師が説明を行うなどによって、対象者が理解したことを必ず確認する。

予防接種予診票は、安全に当該予防接種が接種可能であるかを判定する重要な資料である。右側の医師記入欄には、追加問診によって知り得た必要事項を記載する。

予防接種の対象者の接種前診察(問診、検温、視診、聴診等)は全員に実施する。健康被害の大部分は不可避免的に生ずるものであるため、これによってすべての健康被害の発生を予見できるものではないが、医師としては、予診を尽くし、最大限の努力をして、予防接種を受ける者の体調を確認することが求められる。

診察において、問題点があれば、安全のためその日は接種を中止し、最良と思われる接種時期を被接種者と医師で話し合い、接種機会の確保を図ることが必要である。

予防接種後に、ある疾患が偶然発見されたり、発病することがある。このような偶発的な疾患は、予防接種そのものによる副反応との鑑別が困難な場合もあるが、鑑別をより効果的に行うためには、あらかじめ接種前に接種を受ける者の状態を予診票を利用し、更に問診又は診察によって確認しておくことが大切である。

予防接種の対象者に対し、接種後の通常起こり得る反応及びまれに生じる重い副反応並びに予防接種健康被害救済制度(27頁)について十分に説明し、当該対象者がその内容を理解した上で、接種を希望し、予防接種の実施に関して文書(予診票)による同意がなければ接種を行うことはできないので注意する。